

# 所得稅・村県民税の申告はお早めに

今年の申告期間は、**2月16日**から**3月15日**までです。

この間、村内の各公民館および役場3階講堂で村県民税申告相談会を行います。  
必要な書類は早めに準備をして、忘れずに申告をしましょう。

## 村県民税申告相談会

実施日	場所	受付時間
2月	16日(木)	役場3階講堂 午前9時～正午
	17日(金)	役場3階講堂 午前9時～正午
	20日(月)	役場3階講堂 午前9時30分～午後3時
	21日(火)	大久保公民館 午前9時～正午
	22日(水)	柳沢公民館 午前9時～午後3時
	23日(木)	八ツ手公民館 午前9時～正午
	24日(金)	柏木公民館 午前9時～午後3時
	27日(月)	役場3階講堂 午前9時～午後3時
	28日(火)	役場3階講堂 午前9時～午後3時
	3月	1日(木)
2日(金)		弘沢公民館 午前9時～午後3時
5日(月)		室内公民館 午前9時～正午
6日(火)		中新田公民館 午前9時～午後3時
7日(水)		南原公民館 午前9時～正午
9日(金)		役場3階講堂 午前9時～午後3時
12日(月)		役場3階講堂 午前9時～午後3時
13日(火)		役場3階講堂 午前9時～午後3時

- ※正午から午後1時までの間は休憩させていただきます。
- ※収支内訳書は相談前に必ず記入して、会場へお越しく下さい。
- ※申告相談会の期間中は、住民財務課窓口での相談はご遠慮ください。
- ※青色申告の方、譲渡所得のある方、住宅取得控除の方などは税務署で申告してください。
- ※2月20日は税理士会主催の確定申告書作成指導会を同時開催します。お持ちいただく書類
  - ・前年度申告書の控え（代理送信をした方は、送信時のプリントアウト）
  - ・年金、給与の源泉徴収票
  - ・予定納税額、口座振替の有無
  - ・口座名、口座番号等の資料
- ※なお、次に該当する方は計算等相談内容が複雑なため、相談をお受けできません。
  - ・土地や建物、株式、ゴルフ会員権など資産を売却や交換した方
  - ・住宅借入金等特別控除を受ける方
  - ・事業所得、農業所得、不動産所得及び雑所得を有する方のうち前年分の所得金額が300万円超の方
  - ・消費税の申告をする方のうち、前々年分の課税売上金額が3000万円超の方
  - ・贈与税の申告をする方

## 村県民税の申告

村県民税は、皆さんが住んでいる村や県に納める税金で、前年中の所得に対して課税されます。

### 【申告について】

村県民税の申告が必要な方は、平成24年1月1日に原村に住所がある方です。また国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入されている方は、税額の算出のもとにもなりますので、所得の有無・多少にかかわらず必ず申告をしましょう。ただし、次に該当する方は申告義務が免除されます。

- ①平成23年中の所得が年末調整された給与だけで、勤務先から給与支払報告書が原村に提出されている場合
- ②平成23年中の収入が公的年金だけで、年金の支払先から公的年金等支払報告書が原村に提出されている場合
- ※給与支払報告書や公的年金等支払報告書に記載されていない控除を受けようとする時は申告が必要です。
- ③確定申告書を提出した方は、村県民税の申告もされたものとみなされるため、原則、村県民税の申告は必要ありません。

## 申告に必要なもの

### 【収入に関する書類】

- ※源泉徴収票  
給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票
- ※収支内訳書  
農業、不動産、営業等の事業所得がある方は、必ず事前に作成して、申告の際にお持ちください。
- ※支払証明書  
個人年金（雑所得）、シルバー人材センターの配分金（雑所得）、生命保険契約等の一時金（一時所得）、損害保険契約の満期返戻金（一時所得）などの支払証明書

### 【控除に関する書類】

- ※社会保険料の証明書  
国民年金保険料、国民年金基金掛金の控除証明書（国民



健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の額については、税務係までお問い合わせください。

※生命保険料・地震保険料の証明書  
保険会社等から契約者に送付される保険料の年間支払額が記載された証明書

※医療費の領収書・内訳書  
医師による診療や治療にかかった費用の領収書及び治療や療養のための医薬品を購入した時などの領収書（内訳書は、診療を受けた人別、または病院別に集計します。）

※配偶者の収入がわかるもの  
配偶者控除や配偶者特別控除を受ける場合は、配偶者の収入がわかるもの（源泉徴収票など）

※障害者手帳・障害者控除対象者認定書

### 【その他】

- ※印鑑
- ※筆記用具、計算機
- ※確定申告書、村県民税申告書（事前に送付されている人）
- ※本人名義の金融機関の口座番号がわかるもの、届出印（口座振替の届出に必要）
- ※前回の申告書や収支内訳書の控え

## 平成24年度分 税のおもな改正点

☆申告書及び書き方の手引きは、2月から住民財務課の窓口で配布しますので、ご利用ください。

### ※扶養控除の改正

子ども手当で・高校無償化の実施に伴い、次の扶養控除の見直しが行われました。

①16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の廃止

16歳未満の扶養親族（年少扶養親族）に係る扶養控除33万円が廃止になります。控除は廃止になりますが、住民税においての非課税の判定等に影響がありますので16歳未満の扶養親族の方の氏名や生年月日は必ず明記してください。

②16歳以上19歳未満の扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）の廃止

16歳以上19歳未満の扶養親族に係る扶養控除45万円のうちの上乗せ部分12万円が廃止になり、控除額が33万円になります。

※農業者戸別所得補償制度による交付金について  
平成23年2月から平成23年

申告期間  
**2/16 (木)**

**3/15 (木)**

### お問い合わせ先

【所得税について】  
諏訪税務署  
☎52-1390（自動音声案内）  
【村県民税について】  
原村役場住民財務課税務係  
☎79-7923（直通）

### 税務相談所の開設

日時 毎月第2水曜日（3月を除く）  
午前10時～正午まで  
場所 下諏訪商工会議所会館2階  
税理士会事務局  
相談料 無料  
※事前に電話（☎28-6666）で予約してください。  
※詳しい日程は、本誌16ページの『相談会』をご覧ください。

# 第2回原村公売会のお知らせ

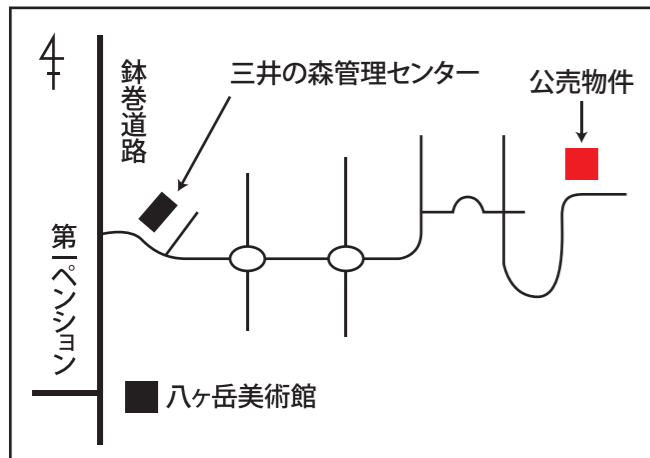
滞納整理のため、差し押さえた不動産の公売を実施します。公売の方法は入札形式で、どなたでも参加することができます。(国税徴収法第92条及び第108条該当者を除く)

公売期日	平成24年1月25日(水)	
公売場所	原村役場 204会議室 (諏訪郡原村6549番地1)	
公売方法	期日入札	
入札時間	午後1時30分～午後1時45分まで 15分前より入札の説明をします。	
開札時間	平成24年1月25日(水) 午後1時46分	
売却決定時間	平成24年2月1日(水) 午前11時	
代金納付期限	平成24年2月1日(水) 午前11時30分	
公売財産	公売区分：原村-1	公売区分：原村-2
	1 土地 所在 諏訪郡原村字原山 地番 17217番3253 地目(現況) 原野(宅地) 地籍 1,026㎡ 2 建物 所在 同上 家屋番号 17217番3253 種類 居宅 構造 木造ルーフィング葺2階建 床面積 1階 70.00㎡ 2階 52.50㎡	1 土地 所在 諏訪郡原村字久保地尾根 地番 11489番6 地目(現況) 原野(雑種地) 地籍 279㎡
見積価格	8,861,000円	3,918,000円
公売保証金	890,000円	400,000円

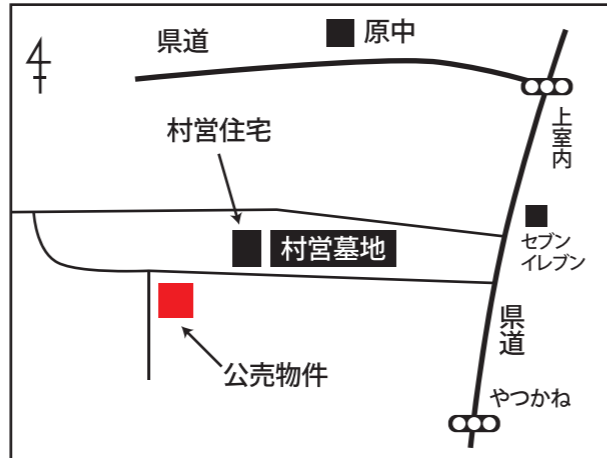
## 注意事項

村は、公売財産の引渡義務は負いません。また権利移転に要する費用は買受人の負担となります。公売は中止する場合がありますのでご注意ください。その他詳細については、原村役場住民財務課税務係にお問い合わせください。TEL79-7923(直通)

公売区分:原村-1



公売区分:原村-2



# 納税



## 納期限を過ぎると...

滞納処分に

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないと法律(国税徴収法第47条)で定められています。財産の差し押さえは、本人の承諾なしに実施されることになります。税金を納められない事情があるときは、お早めに役場税務係にご相談ください。



**納税は、納期限内にご自身で**

村では、納税の本来の姿である「自主納税制度」を推進しています。定められた期限までに、金融機関などの窓口で、自ら納付していただくよう、ご協力をお願いいたします。

各期の納期限は、毎月「広報はら」の『くらしのガイド』に掲載していますのでご覧ください。

**税金を滞納すると...**

税金を納期限までに納付しない状態を「滞納」といいます。税金を滞納したままにしておくと、本来納める税額以外に督促手数料、延滞金を納めることになります。

村では、督促状のほか、電話や文書による催告なども行います。それでも納付しない場合には、財産(給料やその他債権、不動産、自動車など)を差し押さえ、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行います。

**差し押さえとは...**

差し押さえとは、督促や催告により納税を促しても納めていただけない場合に、法律に基づき滞納者の所有する財産から税金を強制的に徴収する手続きです。これは、納期限内に納付した人との公平性を確保することを目的としています。

**納税が困難な時は、ご相談ください**

経済的な事情などで納税が遅れる場合は、納期限までに、住民財務課税務係までご相談ください。また、夜間の納税相談も実施しています。

開催日●毎週火曜日  
時間●午後7時まで  
※なお、納税に関する相談のほか、村税などの納付もできます。

**相談・問い合わせ先**  
役場住民財務課税務係  
TEL 79-7923(直通)

# 農地・水環境保全管理支払制度を実施する活動組織を応援します

農地・農業用水などの資源や環境の保全と質の向上や水路などの長寿化を図るための活動を円滑に行うことを目的に、活動組織に交付金を交付します。

- ①共同活動支援交付金（圃場の面積算定）…自主施工
  - ・交付金額⇒田（4,400円/10a）+畑（2,800円/10a）+草地（400円/10a）
  - ※草刈り、水路の点検、環境美化整備など
- ②向上活動支援交付金（圃場の面積算定）…自主施工及び、業者発注
  - ・交付金額⇒田（4,400円/10a）+畑（2,000円/10a）+草地（400円/10a）
  - ※水路の補修が必要な箇所改修などを行い、施設の長寿命化を図る。

## 実施例：室内むらづくり委員会の活動

現在、室内区の『室内むらづくり委員会』では、農地・水環境保全管理支払制度を活用し、共同活動及び向上活動を実施しています。

また、平成23年度から始まった、環境保全型農業直接支払制度による水稻の有機栽培について、平成24年度産に対しても取り組んでいます。

これらの活動の一部を紹介します。

### ○環境保全型農業直接支払制度への取り組み

化学肥料や農薬の使用を、慣行農法の50%以下とし、さらにカバークロップ（ライ麦など）を用いた、有機農法による「安心・安全米」の栽培に取り組んでいます。これは、県内でも先駆的な取り組みです。



カバークロップ（ライ麦）  
左：芽を出した状態 右：圃場に播種して成長した状態（H23.11月）

お問い合わせ先  
農林商工観光課農政係 電話79-7931

日本経済の「いま」を教えてください。  
地域の未来づくりにも役立っています。  
平成24年 2月1日（水）  
経済センサス活動調査

「経済の国勢調査」です。全国すべての企業・すべての事業所が対象です。

お問い合わせ先 総務課企画係 電話79-7942

# 宮城県南三陸町からの手紙

## 〜今の大変な時期を乗り越える力となって 頑張ってください〜

3月11日の東日本大震災以降、義援金や物資の支援などを、皆さんのご理解とご協力を頂きながら行ってきました。また、短期リフレッシュ事業として、南三陸町の皆さんを原村へお迎えし、観光や原村の皆さんとの交流をしていただきました。この短期リフレッシュ事業に参加された、南三陸町の高橋さんからお手紙をいただきました。

原村の皆さん、その後お変わりありませんか。三泊四日の滞在では、村民の多くの皆さんの心温まるおもてなしを受けました。本当にありがとうございます。原村の皆さん、その後もお変わりありませんか。三泊四日の滞在では、村民の多くの皆さんの心温まるおもてなしを受けました。本当にありがとうございます。

清水村長を始め、社会福祉協議会の皆さん、そして関係の各団体の催しなど。農作業や、お勤めなどの大変お忙しい中、前々から練習されたものと思います。大勢の人達が、椛の木荘に集まって来た時は、本当に驚いたのと、同時に胸が詰まる思いがいたしました。その後、会が始まりました。私達は皆さんの心よりのおもてなしを頂きました。その上、お

見舞いまで。言葉にならないほど、感激を受けました。本当に原村に行つて良かったね〜と、今日もあの時の事を思い出しては、涙する方もおられます。原村の景色の良さ、人情の深さをみんなの心に刻まれ、今の大変な時期を乗り越える力となって頑張つて行けると思っております。

おわりになりますが、今の縁を結んで頂いた方々には、心から感謝いたしております。また、椛の木荘の皆さん、原村の皆さんの御健康と御多幸を御祈念申し上げます。御礼の挨拶まで、失礼いたします。  
南三陸町 高橋源一

### 短期リフレッシュ事業

短期リフレッシュ事業は、8回・109名の方を南三陸町から原村へおまねきしました。参加した方々は、5月24日〜10月3日に、3泊〜5泊の日程で原村に滞在し、心身を癒しました。



歓迎会の様子

### 南三陸町への支援物資

5月から10月まで、計11回、南三陸町への支援物資の搬送を行いました。物資は、皆さんからお寄せいただいたお米や水、カップ麺、洗剤、衣類など、また信州諏訪農協からご提供いただいた野菜です。これらを村のマイクロバスなどで搬送し、南三陸町の皆さんへ届けました。温かいご支援、ご協力あ

りがとうございます。



多数の支援物資  
写真提供：(株)長野日報

### 清水村長が南三陸町を訪問しました

11月10日、清水村長が南三陸町を訪問しました。荒砥地区では、短期リフレッシュ事業に参加していただいた方々と面談しました。また、短期リフレッシュ事業へのお礼のお手紙をくださった高橋さんや、荒砥区長から、震災当日の話を被災現場で伺いました。



佐藤町長と面談

今回の訪問についての詳細は、村長コラムをご覧ください。

### 東日本大震災・長野県北部地震でのこれまでに寄附していただいた義援金

役場ロビーなどでの募金や、区の行事などで集めていただいた義援金、小中学校からの義援金など、多くの方にご協力をいただきました。ありがとうございます。

これらの義援金は、日本赤十字社などを通じて、被災地へ送られます。

11月末時点で

合計 11,258,618 円

### 村内の空間放射線量測定結果

長野県では、平成23年7月と11月に原村役場と原小学校において空間放射線量の測定を行いました。また、原村でも毎月1回、村内各地の空間放射線量を測定しています。これらの測定結果をお知らせします。

#### 長野県による測定の結果

##### ○7月26日

測定箇所：原村役場、原小学校校庭  
測定結果：役場、原小学校とも0.07μSv (マイクロシーベルト) /h (時間)

##### ○11月21日

原村役場と原小学校において、周辺より空間放射線量の高い可能性のある箇所も含め、測定を行いました。(単位：μSv/h)

原村役場			原小学校		
箇所	地上1m	地表	箇所	地上1m	地表
駐車場	0.07	0.08	校庭	0.08	0.08
雨どい排出口	0.07	0.07	雨どい排出口	0.09	0.09
雨水側溝	0.07	0.07	雨水側溝	0.09	0.07
草地	0.07	0.06	草地	0.06	0.07

※この他、屋上では0.08μSv/hでした。

※この他、校庭の地上0.5mでは0.08μSv/hでした。

#### 原村による測定の結果

原村では、毎月1回空間放射線量を測定しています。今回は、10月と11月の測定結果をお知らせします。なお、この測定は3月まで実施を予定しています。

##### ○10月19日

測定地点	測定時刻	天候	放射線量 (μSv/h)		
			地上1m	地上0.5m	地表
原村保育所 園庭中央	午前9時10分～	晴	0.09	0.09	0.10
原中学校 校庭中央	午前10時～	晴	0.08	0.08	0.09
八ヶ岳自然文化園 科学館入口	午前10時40分～	晴	0.07	—	—
畑 柳沢区	午前11時10分～	晴	0.05	—	—

##### ○11月17日

測定地点	測定時刻	天候	放射線量 (μSv/h)		
			地上1m	地上0.5m	地上0.5m
原小学校 校庭中央	午前9時10分～	晴	0.07	0.07	0.07
原中学校 校庭中央	午前9時50分～	晴	0.08	0.08	0.08
畑 中新田区	午前10時30分～	晴	0.05	—	—
八ヶ岳自然文化園 科学館入口	午前10時50分～	晴	0.07	—	—

※上記全ての測定結果は、国際放射線防護委員会の基準0.19μSv/hを下回る、健康に影響のない値です。

詳しくは、原村ホームページ

URL <http://www.vill.hara.nagano.jp/www/info/detail1.jsp?id=2842>

をご覧ください。

お問い合わせ先

総務課総務係 電話 79-2111

## ご協力ください!ごみの減量化

〜ごみ減量化による循環型社会の形成をめざして〜

平成22年度の村の燃やすごみの焼却量は、約1500トでした。燃やすごみは茅野市・富士見町・原村で共同処理する諏訪南清掃センター(平成9年12月供用開始)で処理しています。このセンターの使用期限について、当初20年間の方針をしていますが、できるだけ延命使用する方針へと変更しました。今後の安定した処理のためには焼却量を削減する必要があります。また、諏訪南清掃センターへのごみ処理負担金の削減や地球温暖化防止のためにも燃やすごみを削減する必要があります。ごみを出さないために次のことを心がけていただき、ごみの減量化へご理解とご協力をお願いいたします。

### ◆ごみを出さない生活を

リサイクルは、ごみを減らす為に有効な方法ではありませんが、処理費用がかかります。費用のかからないごみ削減方法は、ごみを出さないようにするしかありません。そのためには、わたしたち一人ひとりが日々の生活を見直し、次のことを心がけることが大切です。

- 過剰包装の商品は買わないようにし、詰め替えができる商品を買います。
- 料理の材料は食べ残しが出ないように必要な量だけを購入し、使い切るようにしましょう。
- 生ごみはほかのごみと混ぜずによく水を切って出しましょう。また、コンポストや電動式生ごみ処理機を利用し自家処理しましょう。

## ◆生ごみ減量にご協力を

毎日台所から出る「野菜くず」や「生ごみ」はどうしていますか?

家庭から出るごみの約4割が「生ごみ」です。「生ごみ」を減らす事は、ごみ減量の大きな課題でもあります。原村のごみ処理費用の負担軽減にもつながります。私たちのちよつとした配慮で生ごみを減らすことができます。

さあ、今日からはじめてみませんか?

- ① 生ごみの量を減らす  
まずは、食料品の買い過ぎに注意し、食べ残し、調理くずを減らしましょう。
- ② 水気を切って捨てる  
捨てるときは、十分に水気を切ってから。三角コーナーやネットなどのために絞りと絞りを、最後にギュッと絞って、水分をカットしてから捨てましょう。



#### 台所からリサイクル生活〜手作り堆肥をつくらう!!〜 ホームコンポスト、電動生ごみ処理機など購入補助概要

補助金額 購入価格の1/2以内で、100円未満の端数切り捨て  
対象及び限度額 ○ホームコンポスト等、2基まで 限度額なし  
○電動生ごみ処理機、1基 限度額20,000円  
申請手続 購入後、建設水道課環境係へ申請してください。  
持ち物 ○領収書またはレシート(購入品と購入日がわかるもの) ○印鑑  
○補助金の振込口座がわかるもの ○印鑑

※すでに補助金を受けた処理機で、購入から5か年を経過したものは、対象処理機の数に含まれません。

③ 生ごみは自家処理しましょう  
コンポストや生ごみ処理容器を使って、安心・安全な堆肥を作ってみましょう。村では、ホームコンポストや電動生ごみ処理機などを購入した場合に補助を行っています。

## ◆ごみの削減状況

茅野市、富士見町、原村の一般廃棄物(ごみ)処理基本計画では、平成17年度のごみ量を基準として平成27年度までに、一人1日あたり家庭から出る可燃ごみ量は25%削減を目指しています。(資源物は除く)

平成17年度に収集した原村の家庭から出た可燃ごみの、一人1日あたりの量は458gでした。この量から25%削減すると344gです。平成22年度の可燃ごみの量は、一人1日あたり387gでした。家庭系可燃ごみの排出量を一人1日300gを目標に減らしましょう。

お問い合わせ先  
建設水道課環境係  
☎ 79-7933

家庭系可燃ごみの排出量を1人1日300gを目標に減らしましょう!!